

令和2年12月15日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について

- ・上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）の概要について 1～3
- ・上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案） 別冊1

上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画の策定について

- ・上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画（案）の概要について 4～9
- ・上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画（案） 別冊2

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
提 出 課	福祉課

上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）の概要について

1 計画期間 令和3～5年度(3年間)

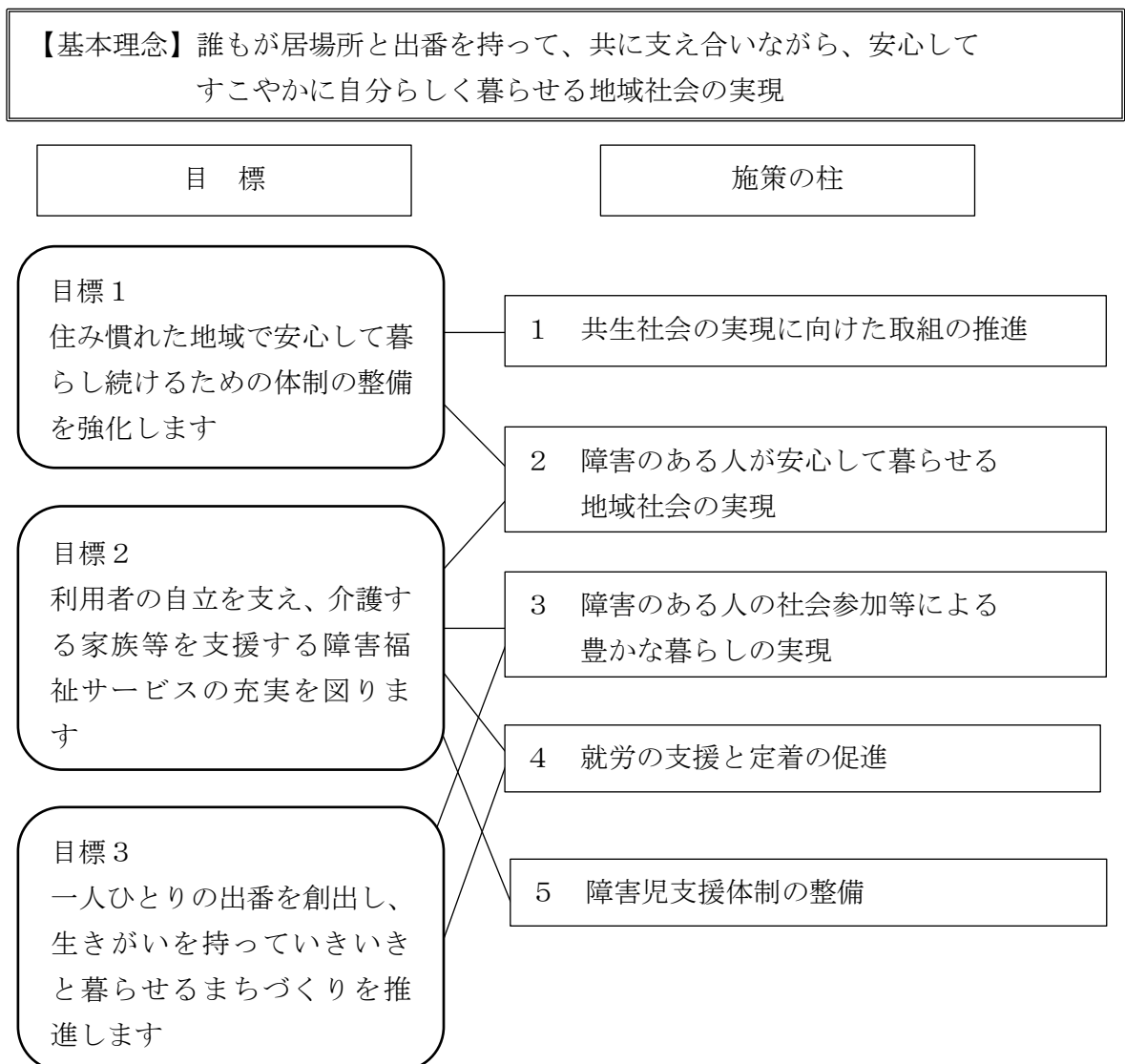
2 位置付け

- ・市町村障害者計画 … 障害者基本法の規定により、当市における障害者福祉の推進に係る理念や基本的な施策の方向性を定める。
- ・市町村障害福祉計画 … 障害者総合支援法の規定により当市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の整備や事業の円滑な実施に関する計画として定める。
- ・市町村障害児福祉計画 … 児童福祉法の規定により、当市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画として定める。

3 計画の基本的な考え方

当市の健康福祉分野において本計画の上位計画となる「上越市第2次地域福祉計画」の基本理念を、本計画の基本理念とする。

<計画の体系>



4 施策の方向性・展開

施策の柱	施策の方向性	改定後の計画における主な取組 (ゴシック体：重点取組事項)
1 共生社会の実現に向けた取組の推進	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	(継続) 障害を理由とする差別の解消の推進
	(2) 権利擁護の推進	[充実] 成年後見制度等の利用促進 (継続) 障害者虐待防止の取組の推進
	(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	[充実] 精神障害者の退院後の支援 (継続) 共生社会実現に向けた包括的な支援体制の構築
	(4) 市民の意識啓発	[充実] 共生社会実現に向けた市民等の意識啓発
2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現	(1) 包括的な支援体制の整備	(継続) 相談支援体制の充実・強化 (継続) ニーズ等を踏まえた計画相談の実施 (継続) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進 (継続) 各種支援策の適切な活用につなげる効果的な情報提供の実施
	(2) 障害福祉サービスの充実	【新規】 障害福祉サービスの質の向上に向けた取組に係る体制の構築 (継続) 共生型サービスの円滑な導入(居宅介護等、生活介護、短期入所等の介護保険サービス事業所の活用) (継続) グループホームの整備促進(重度障害に対応した施設の整備を含む) (継続) 施設入所支援の継続 (継続) 緊急短期入所用居室の確保 (継続) ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実
	(3) 各種助成制度の適切な運用	(継続) 県等の動向を踏まえた医療費助成制度や各種手当支給制度の適切な運用
	(4) 災害時への備えの充実	(継続) 災害時の避難体制の維持及び充実
3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現	(1) 社会参加の促進	(継続) コミュニケーション支援の充実 (継続) 移動支援の充実 (継続) スポーツや文化活動等余暇活動の支援
	(2) 日中活動の充実	(継続) 地域活動支援センターの充実 (継続) 日中活動系サービスの利用促進
	(3) 当事者活動の促進	(継続) 当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援 (継続) ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援

施策の柱	施策の方向性	改定後の計画における主な取組 (ゴシック体：重点取組事項)
4 就労の支援と定着の促進	(1) 一般就労の促進	[充実] 就労先の拡大 (継続) 市民や企業の意識啓発(障害を理由とする差別の解消) (継続) 就労定着支援 (継続) 就労移行支援事業等の利用促進
	(2) 福祉的就労の促進	(継続) 就労継続支援の拡充
5 障害児支援体制の整備	(1) 児童発達支援事業等の充実	[充実] 児童発達支援事業等の充実 [充実] こども発達支援センターにおける障害児支援体制の強化
	(2) 重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実	(継続) 重症心身障害児等のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」の確保
	(3) 医療的ケア児支援体制の確保	[充実] 医療的ケア児支援体制の充実 (継続) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
提 出 課	高齢者支援課

上越市第 8 期介護保険事業計画・第 9 期高齢者福祉計画(案)の概要について

1 計画期間 令和 3～5 年度 (3 年間)

2 位置付け

介護保険事業計画は介護保険法(第 117 条)に基づく「市町村介護保険事業計画」に、高齢者福祉計画は老人福祉法(第 20 条の 8)に基づく「市町村老人福祉計画」にそれぞれ位置付けられる計画で、両計画は一体的に策定することが規定されている。なお、介護保険事業計画は、国が示す基本指針に即して定めることとされている。

介護保険事業計画	介護保険サービスの見込量と提供体制の確保、事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎となるもの
高齢者福祉計画	地域における高齢者を対象とした福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画

3 これまでの取組

- 「上越市第 7 期介護保険事業計画・第 8 期高齢者福祉計画」の計画期間における主な取組
- 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ・介護予防・重症化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - ・地域包括支援センターの機能強化
 - ・認知症施策の推進「上越市認知症施策総合戦略(上越市版オレンジプラン)の策定」など
 - 高齢者福祉施策の充実
 - ・高齢者の見守り支援の強化・日常生活支援の充実
 - ・高齢者の積極的な社会参加や交流の場づくりの推進

4 計画の背景と方向性

高齢化が急速に進展する中、2025 年(令和 7 年)にいわゆる団塊の世代(昭和 22 年～昭和 24 年生まれ)がすべて 75 歳以上の後期高齢者に、2040 年(令和 22 年)には団塊ジュニア世代(昭和 46 年～昭和 49 年生まれ)が 65 歳以上に到達し、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者など、支援を必要とする人の増加が見込まれる。

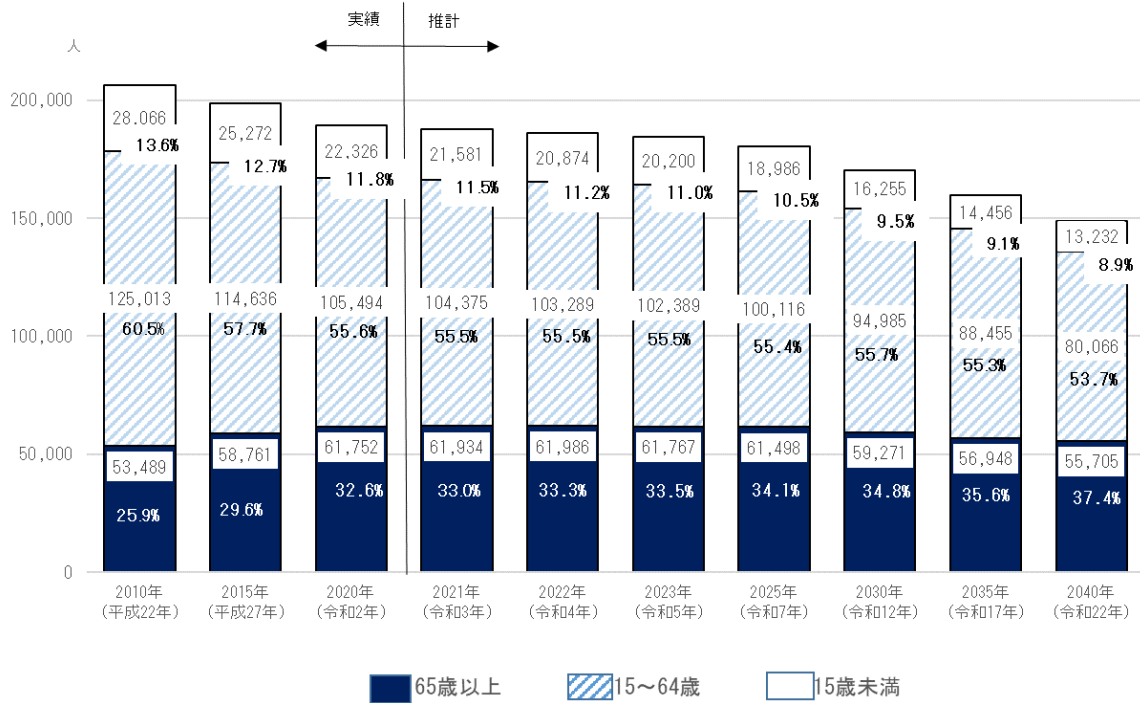
当市においては、今後、要介護となるリスクの高い 75 歳以上の後期高齢者人口が増加する見込みであり、全国や県との比較においても要介護認定率が高いため、介護予防や生活習慣病の重症化予防の取組がより重要になってくる。

また、三世代世帯の減少や単身世帯の増加などにより、市民のニーズは複雑化・複合化しており、地域における包括的な支援体制の構築が必要である。

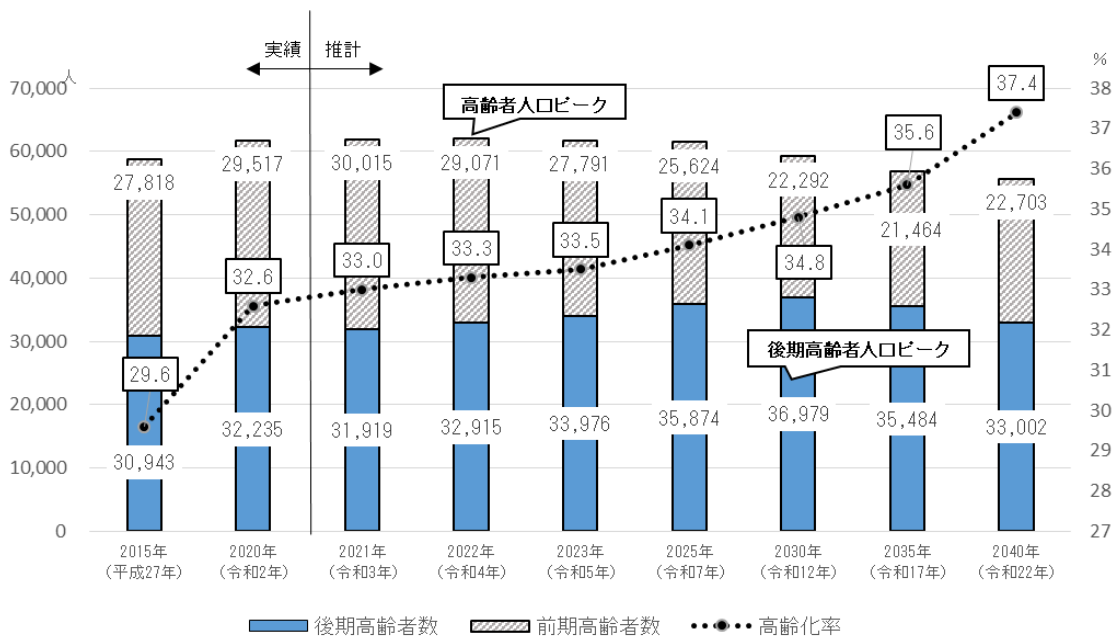
このような中、全国より早く高齢化が進行する当市では、高齢者のみならず、障害のある人や子どもなどにも対象を広げる「上越市版地域包括ケアシステム」の定着を図り、人と人、人と社会がつながる地域共生社会の実現を目指して各種施策の展開を図る。

(1) 高齢者人口等の現状と推計

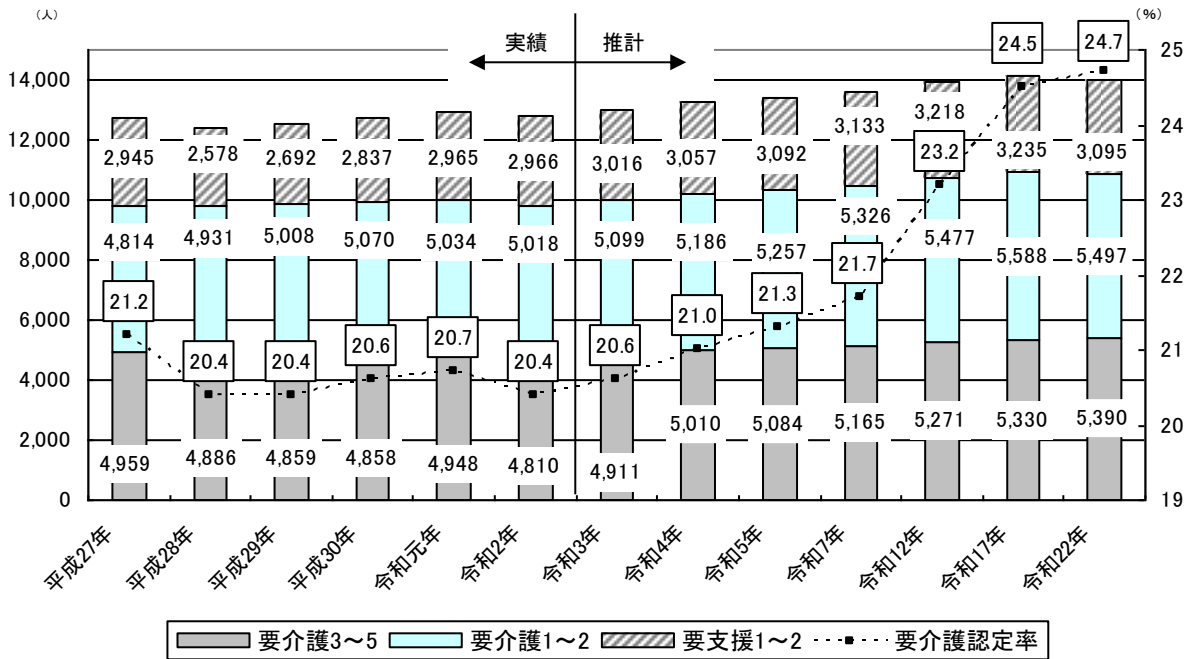
図表1 人口構成の推移と推計（各年10月1日現在）



図表2 前期・後期高齢者数の推移と推計（各年10月1日現在）



図表3 要介護認定者数（要介護度別）の推移と推計



※要介護認定率は、高齢者（第1号被保険者）全体に占める65歳以上の認定者の割合

※認定者数は第2号被保険者の認定者を含んだ各年10月1日現在の人数

図表4 要介護認定率の国・県との比較

(単位：%)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要介護認定率	全国	18.0	18.0	18.3	18.5
	新潟県	18.6	18.6	18.7	18.8
	上越市	20.3	20.3	20.5	20.6

※資料：国の『地域包括ケア「見える化」システム』（各年度3月末現在）

図表5 認知症高齢者数の推移と推計

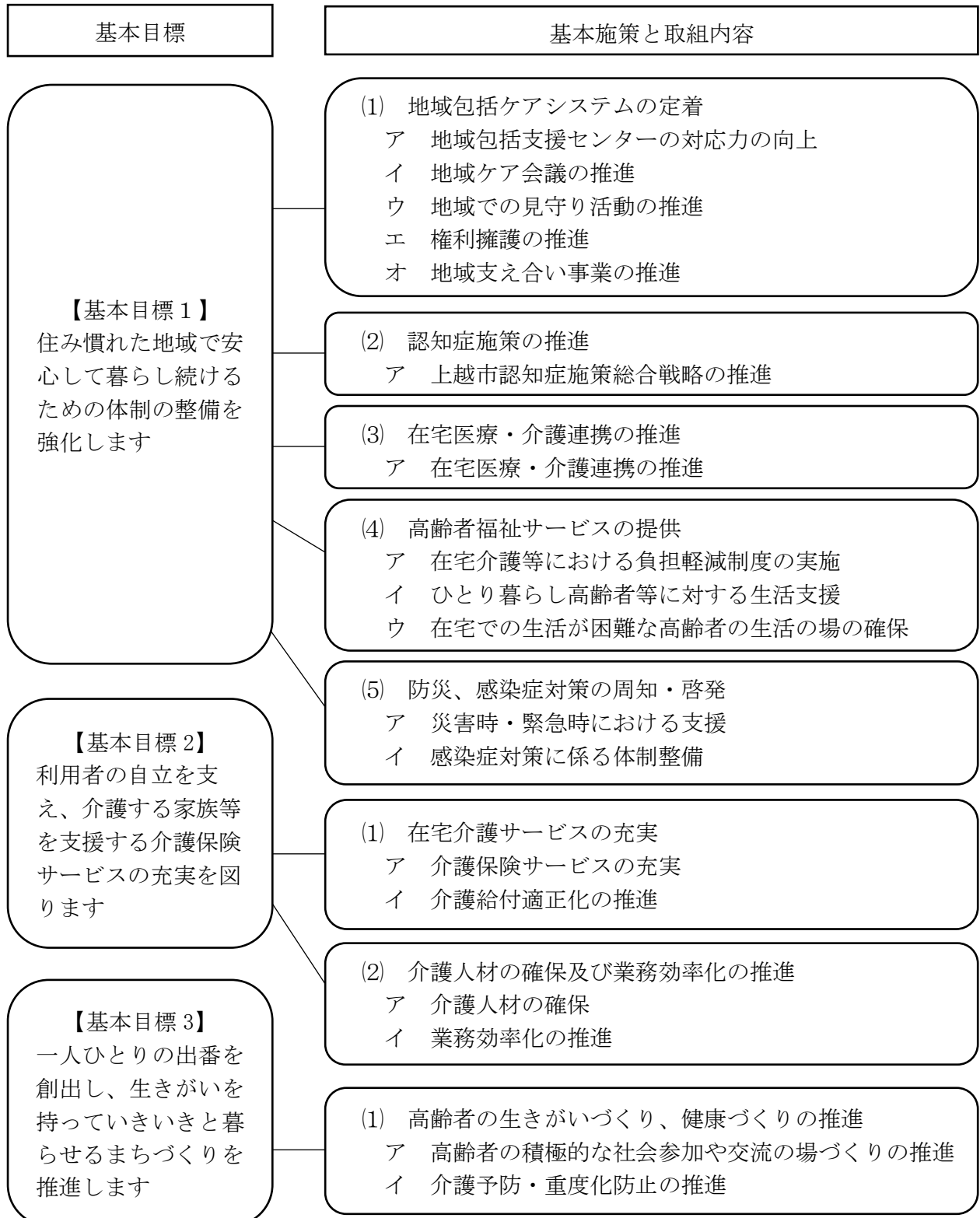
区分	実績			推計		
	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)
認知症高齢者数 (人)	7,670	8,822	9,133	9,834	10,140	10,392
65歳以上人口に占める割合	14.3%	15.0%	14.8%	16.0%	17.1%	18.7%
要支援・要介護認定者に占める割合	68.6%	70.9%	72.7%	73.5%	73.8%	75.4%

※認知症高齢者数は各年10月1日現在の要介護認定データを基に、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上の人数。（要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。）

※令和7年以降は、令和2年10月1日現在の要介護認定データを基に、年齢別の「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上の割合を、年齢別の人口推計に乗じて算出

5 基本理念と基本施策

【基本理念】誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現



6 介護保険サービス量の見込みとサービスの確保・介護保険料（案）

(1) サービス量の見込み

- ・介護保険サービス量の見込みは、国から示された「自然体推計の計算過程の確認シート」を参考にワークシートを作成し、令和2年度における直近の介護保険サービス量の実績、次の要介護認定者数の推移、施設整備計画（案）を勘案して推計した。

(2) 要介護認定者数の推移と施設整備の考え方

計画期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
年度	R3～R5	R6～R8	R9 ～R11	R12 ～R14	R15 ～R17	R18 ～R20	R21 ～R23
要介護認定者数の推移	認定者数が増加傾向 (R7(2025)：団塊の世代が後期高齢者になりきる)				認定者数が ピークに	認定者数は減少へ (R22(2040)：団塊ジュニアが65歳以上になる)	
施設・介護サービスのニーズ							
施設整備の考え方	必要最低限の施設整備が適当である。 (要介護認定者数のピークアウトを踏まえ、過剰な施設整備は行わない)						

(3) 施設整備計画（案）

【施設整備の方針】

- ・特別養護老人ホームへの入所申込者の待機状況や、既存施設の運営維持を図ることの双方の視点から、特別養護老人ホームに併設するショートステイを特別養護老人ホームに転換する。
- ・介護老人保健施設は、定員減の意向を示した施設の運営状況等を勘案し定員を減ずる。
- ・認知症グループホームの入所申込者の待機状況や、在宅介護実態調査の検証等を踏まえ、認知症グループホーム及び小規模多機能型居宅介護を整備する。
- ・なお、広域型特別養護老人ホームの整備は一定程度進んでいるものと考え、今期の新規創設は行わない。また、小規模特別養護老人ホームについても、令和16年に施設が余剰とならないよう、広域型特別養護老人ホームと同様に新規創設は行わない。

【施設整備】

施設種別	第7期 計画まで	第8期 整備案	第8期 整備後	内容
①特別養護老人ホーム	1,500床 (17施設)	転換30床	1,530床 (17施設)	3施設で各10床の転換
②介護老人保健施設	837床 (9施設)	▲10床 (定員減)	827床 (9施設)	1施設10床の減
③認知症グループホーム	486床 (31施設)	18床創設 (1施設)	504床 (32施設)	1施設18床を整備
④小規模多機能型居宅介護	22事業所	1事業所 創設	23事業所	1事業所を整備 (定員29人以下)

(4) 介護給付費等（推計）

（単位：千円）

項目	第7期見込 (H30～R2)	第8期計画				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	前期比
介護給付費等	65,078,818	22,116,514	22,505,626	22,776,457	67,398,597	+3.6%
地域支援事業費	2,744,232	961,166	980,527	999,194	2,940,887	+7.2%
計	67,823,050	23,077,680	23,486,153	23,775,651	70,339,484	+3.7%

(5) 保険料基準額（試算）

第7期（月額） 第8期（月額）
 保険料基準額 6,483円 → 6,875円 （392円増）

※上記の保険料基準額は現時点における推計値であり、今後、以下の未反映要素を反映させることにより変動する。

- ・令和3年度介護報酬改定（令和3年1月に国から通知予定）
- ・調整交付金差額相当額（12月発表予定）

第8期 月額保険料基準額（一人当たり）の内訳

*月額保険料基準額 = A - B - C = 6,875円

	第7期 7,049円	第8期（比較増減） 7,133円（+84円）	第8期給付費内訳
(A) 保険給付費等		133円（△200円）	居宅介護サービス 2,737円（38.4%） 地域密着サービス 1,300円（18.2%） 施設サービス 2,398円（33.6%） 高額介護サービス費など 400円（5.6%） 地域支援事業費 298円（4.2%）
(B) 財政調整基金取崩額	333円	125円（△108円）	
(C) 調整交付金差額相当額	233円		
月額保険料 基準額	6,483円	6,875円（+392円）	